

子ども・子育て新制度の施行に伴う関連条例の制定等について

1. 条例制定の経緯等

「子ども・子育て支援法」, 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月22日に公布され, 来年4月から本格施行される。

これに伴い市町村は, この制度において給付を受ける幼稚園及び保育所に係る運営基準, 20人未満の児童を受け入れる家庭的保育事業等及び放課後学童クラブに係る設備基準並びに運営基準等を条例で定めるとともに, 保育の実施に関する条例及び市立保育所設置及び管理条例の一部改正を行う必要がある。

2. 予定する条例案件

(1) 制定を予定する条例

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する条例【運営に関する事項】

「特定教育・保育施設」・・・この制度において給付を受ける幼稚園及び保育所等

「特定地域型保育事業」・・・この制度において給付を受ける家庭的保育事業等

②家庭的保育事業等に関する条例【設備及び運営に関する事項】

◆家庭的保育事業の類型		規 模	場 所	実施主体
家庭的保育事業		5人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村, 民間事業者等
小規模保育事業	A型(保育所分園に近い類型)	6人～19人まで	多様なスペース	市町村, 民間事業者等
	B型(中間的な類型)			
	C型(家庭的保育に近い類型)	6～10人		
事業所内保育事業		様々(数人～数十人)	事業所内の保育スペース等	事業者等
居宅訪問型保育事業		1対1が基本	利用する保護者等の居宅	市町村, 民間事業者等

③放課後児童健全育成事業に関する条例【設備及び運営に関する事項】

「放課後児童健全育成事業」・・・いわゆる“放課後学童クラブ”を行う事業

(2) 改正等を予定する条例

①ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する等の条例

「市立保育所設置及び管理条例」【一部改正】

→ 児童福祉法の改正により, 保育料の徴収根拠が同法から削除され, 条例において規定する必要が生じたため。

「保育の実施に関する条例」【廃止】

→ 児童福祉法の改正により, 保育の必要性に係る事由については, 条例事項ではなくなり, 子ども・子育て支援法施行規則に規定されることになったため。

(3) 施行日: 子ども・子育て支援法の施行日から施行する。

本市における子ども・子育て関連条例制定の考え方について

1. 基準を市条例で定める必要性について

下記のとおり、市町村条例で基準を定めることが法律上義務化されている。

- ①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る運営基準
 - ・・・子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項
- ②家庭的保育事業等に係る設備及び運営基準
 - ・・・児童福祉法第34条の16第1項
- ③放課後児童健全育成事業に係る設備及び運営基準
 - ・・・児童福祉法第34条の8の2第1項

2. 条例制定における基本的考え方と構成について

条例制定に当たっては、法律の中で内閣府令及び厚生労働省令に定める「従うべき基準」と、「参酌する基準」に基づき規定するものとされている。

【本市の基本的考え方】

府令及び省令は、国会の審議を経ることなく内閣府及び厚生労働省の中で決定されるが、一方、条例は市議会の審議を経て決定される。

国会の審議を経ず省令のみで決定した内容を、全て市議会の審議を経る条例で定めることは、バランスに欠けるとともに、省令において基準が変更されたときに、即時的に対応することができないことになる。

これらを踏まえ、条例においては「制定の趣旨」、「用語の定義」及び「基準に係る一般原則」を定めるに止め、府令及び省令に基づき規定する各基準については、「規則に委任」する形態を採用した。

なお、基準の変更をする際には、本審議会における審議を前提とする。

【本市条例の構成】

- 第1条・・・趣旨
- 第2条・・・定義
- 第3条・・・一般原則
- 第4条・・・委任
- 附 則・・・施行期日

3. 規則の基本的考え方について

条例の委任を受けた規則については、内閣府令及び厚生労働省令に定める「従うべき基準」と、「参酌する基準」を基本としながら、本市の実情に応じた内容となるように規定する。

【従うべき基準】・・・この基準より緩和することはできないが、地域の実情に応じて基準を強化することは可能

【参酌する基準】・・・基本的には基準以上が望ましいが、地域の実情に応じて基準を強化することも、緩和することも可能

※次回の審議会において、本市の「基準に対する考え方」を明確にした規則案を提示する予定